

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3384号)

令和8年8月28日

横 情 審 答 申 第 3384 号

令 和 8 年 8 月 28 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年8月29日教人児第969号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「資料1 基礎資料（基本調査等）1 基本調査」ほか393件の一部開示決定及び「資料1 基礎資料（基本調査等）1 出席簿（1年時、2年時）」ほか8件の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、別表 1 に掲げる行政文書 9 から行政文書91までを一部開示とした決定のうち、別表 4 に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定及び別表 1 に掲げる行政文書 1 から行政文書 8 までを不開示とした決定は妥当である。また、調査結果報告書についての説明資料を対象行政文書として特定しなかったことは妥当ではなく、特定の上、改めて開示、不開示の決定をすべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 6 年 6 月 12 日付で行った別表 1 に掲げる行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定及び不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の本件処分理由説明要旨

本件審査請求文書は、令和 6 年 3 月にいじめ重大事態調査結果を公表した事案（以下「本件事案」という。）に関し、横浜市いじめ問題専門委員会（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第 3 項及び横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年 2 月横浜市条例第 7 号）第10条の規定に基づき設置された教育委員会の附属機関をいう。以下「専門委員会」という。）においていじめ重大事態調査を行った際の調査資料一式及び専門委員会の会議録である。当該文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 項第 1 号及び第 5 号柱書に該当するため全部又は一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第 7 条第 2 項第 1 号の該当性について

ア 本件審査請求文書のうち、別表 1 に掲げる行政文書 1、行政文書 3、行政文書 4、行政文書 9、行政文書10から行政文書13まで、行政文書16、行政文書17、行政文書20、行政文書21、行政文書24から行政文書28まで、行政文書31から行政文書36まで、行政文書38から行政文書46まで、行政文書48から行政文書54まで、行政文書58から行政文書66まで、行政文書68及び行政文書71から行政文書91までに

記載された個人の氏名、生年月日等の個人に関する情報については、開示することにより特定の個人が識別されるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、不開示とした。

イ 行政文書2、行政文書3、行政文書8から行政文書14まで、行政文書16、行政文書17、行政文書19、行政文書21から行政文書35まで、行政文書37、行政文書39、行政文書40、行政文書43から行政文書68まで、行政文書71及び行政文書77から行政文書90までに記載された指導主事氏名、学校教育事務所名等の情報については、開示することによりどの学校教育事務所の所管であるかを特定することができる情報である。また、写真の種別、写真の年度の記載等の書式及び学校のいじめ防止基本方針の内容は、学校ごとに独自の書式を用いており、学校名の特定につながる情報である。生徒数、学級の数等も学校名の特定につながる情報である。これらは、それだけでは特定の個人を識別することができないとしても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、不開示とした。

ウ 行政文書5から行政文書10まで、行政文書13、行政文書15、行政文書17から行政文書20まで、行政文書24、行政文書33から行政文書37まで、行政文書39、行政文書40、行政文書42、行政文書44、行政文書46から行政文書50まで、行政文書52から行政文書56まで、行政文書58から行政文書62まで、行政文書66及び行政文書68から行政文書70までに記載された元担任教諭がいじめの被害生徒（以下「本件生徒」という。）と個別にやり取りする中で見聞きした内容、遺書の内容、教育相談結果の内容、アンケートの回答内容等は個人の心身の状況や個人の能力に関わる情報である。これらは、個人の人格と密接に関係し、一般に他人には知られたくない機微にわたる情報であって、特に慎重な取扱いが要請されるものである。よって、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、不開示とした。

(2) 条例第7条第2項第5号柱書の該当性について

ア 行政文書20に記載された職員個人の電子メールアドレス及びPHS番号は、内部の関係者や外部の関係者など限られた者との連絡に使用されている。これらを開示することにより、いたずらや偽計に使用されるなどにより、本来の業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、本号柱書に該当し、不開示とした。

イ 行政文書52には、専門委員会の委員が聴取の候補者とした生徒や保護者に対し、

聴取に応じてもらえるよう複数回協力を求めた経過が記録されている。調査は任意の協力の下に行われ、この文書には当該生徒や保護者の内心及びそれに対する委員の見解が記載されている。これらの情報は、調査の相手方が率直に内心を述べることができるように、その取扱いには十分留意する必要があるところ、これらを開示することにより、今後同種の調査において、個人の発言や行動等が明らかになることをおそれ、率直に内心を述べることをためらうなど調査に応じなくなることが想定される。その結果、事案の正確な把握ができなくなるなど調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、個人の発言や行動等が明らかになることをおそれ、関係者が学校や学校教育事務所へ相談することをためらうことなども想定される。その結果、学校や学校教育事務所に十分な情報が寄せられなくなり、いじめの防止・早期発見・早期対応に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し、不開示とした。

ウ 行政文書73、行政文書75から行政文書87まで、行政文書89及び行政文書90は、いずれも専門委員会の委員が遺族、教職員、生徒及び教育委員会事務局職員に聴取を行った際の逐語録である。これらに記載された情報は、教育委員会とは独立した公平・中立な立場にある専門委員会の委員と聴取対象者の相互の信頼関係に基づき、ほかに開示することを前提とせずに聴取対象者の任意の協力の下に聴取して得られたものである。そのため、これらを開示すると、聴取対象者との信頼関係が損なわれ、今後同種の調査において任意の協力の下に情報提供を求めても十分な協力が得られなくなるなど、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し、不開示とした。

エ 行政文書91は、専門委員会会議録であり、発言した委員の氏名、委員の発言内容、事務局の発言内容等が記載されている。専門委員会会議では、同一案件について何度も議論を重ねながら審議を行っており、議論の内容が変遷していくこともある。議論の内容や変遷の経緯は不確定で流動的な情報であり、そのような情報を開示することで、誤った認識がされ、専門委員会の調査の公正さが損なわれるなど、専門委員会の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、個々の委員の意見や見解が公になることにより、一方的な非難等がされるおそれがあり、委員が意見を控えるなど自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行うという専門委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。さらに、事務局職員の発言内容には、その直前の委員の発言を受けて当該職員が応答

又は説明している内容が記載されており、これらを開示すると、発言された委員が特定されるおそれがあるほか、今後の調査の際、関係者から協力を得られなくなるおそれがあるため、本号柱書に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 全部開示を求める。
- (2) 不開示理由は、条例第2項第1号及び第5号柱書の拡大解釈である。現実にはできないことを「可能性、おそれ」があるとして開示をしないのは不当である。

5 審査会の判断

- (1) いじめ重大事態調査等に係る事務について

横浜市では、法第28条第1項に基づき、同項で規定する重大事態が認められた場合には、学校又は教育委員会が当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「いじめ重大事態調査」という。）を行っている。

教育委員会が調査主体となった場合には、専門委員会がいじめ重大事態調査を行い、再発防止策を含む調査結果を教育委員会に答申する。

この調査については、文部科学省が「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）」（当時）を策定しており、専門委員会のような調査組織は「公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成」されるものとされている。さらに、同ガイドラインには、その構成員は「専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）」について参加を図るよう努めるものとなることが記載されている。

専門委員会からの答申を踏まえ、教育委員会は市長に調査結果を報告する。

教育委員会事務局人権教育・児童生徒課（当時）は、専門委員会の事務局業務を所管しており、専門委員会の調査の調整や当該調査に係るいじめを受けた児童等への情報提供といった事務を担っている。また、会議録及び配付資料についても同課が作成し、保有している。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、本件事案に関し、専門委員会においていじめ重大事態調査

を行った際の調査資料一式及び専門委員会の会議録である。調査資料一式は別表 1 に掲げる行政文書 1 から行政文書90までであり、そのうち行政文書 9 及び行政文書 10は別表 2 に掲げる文書から構成されている。また、会議録は別表 1 に掲げる行政文書91であり、本件事案が取り扱われた 4 回の専門委員会の会議録である。

当審査会では、本件審査請求文書を見分した上で、不開示情報を別表 3 のとおり分類し、以下検討する。

(3) 条例第 7 条第 2 項第 1 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 1 号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くと規定している。

イ 不開示情報 1 及び不開示情報 3 は、本件事案が発生した学校の学年及び学級名簿に記載された生徒の一覧である。不開示情報 4 及び不開示情報 5 は、本件生徒及び関係生徒の写真である。不開示情報 7 は、本件生徒の診療録に記載の情報及び保健室来室記録に関する情報であり、本件生徒の症状、検査結果、経過等が含まれている。不開示情報14は、個人記録票の情報であり、生徒の氏名、住所、経歴、家族構成等が記載されている。不開示情報21から不開示情報24までは、関係生徒、関係生徒保護者、本件生徒、本件生徒保護者及び P T A 会長の氏名等の情報である。不開示情報29は、データ格納先のフォルダ名であり、フォルダ名には本件生徒の氏名が記載されている。不開示情報32は、ハイリスク生徒に関する情報であり、ハイリスク生徒の一覧にそれぞれの生徒の部活動、委員会、現在の対応状況等が記載されている。不開示情報33は、教育相談アンケートに関する情報

であり、各生徒が学校生活等で話したいこと、困っていること等が記載されている。不開示情報35は、いじめ解決一斉キャンペーンに関する情報であり、学校内でいじめや人間関係等で困っている生徒が一覧で記載されている。不開示情報39は、児童・生徒死亡報告書に記載された、本件生徒の氏名、死因、死亡日時、経過等に関する情報である。不開示情報43は、個人の電子メールアドレスである。これらは個人に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 不開示情報2は本件事案が発生した学校のいじめ防止基本方針であり、不開示情報37はいじめ認知報告書に関する情報である。これらは、学校独自の様式又は記載方法が用いられている。不開示情報19は、学校に関する情報であり、学校名、授業の年間計画、学校運営組織図、生徒数、職員数等が記載されている。不開示情報20は、方面事務所に関する情報であり、方面名、方面事務所の職員名等が記載されている。不開示情報25は、本件生徒の所属する学校の校長及び教職員の氏名等の情報である。本件生徒の個人に関する情報は保護されなければならない、個人が特定されないよう慎重に配慮する必要があるところ、本件においては、学校に関する情報等を公にすると、教育事務所の方面又は学校名が特定されてしまい、他の情報と照合することにより、本件生徒を特定することができるものと認められる。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

しかし、別表4に掲げる部分については、いじめ認知報告書を作成する際に入力した行数についての記載であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができるとは認められない。

エ 不開示情報6は、本件生徒が学校生活で作成又は記載したもの並びに自身の心情を記載したノート及び手帳に関する情報である。不開示情報8は、本件事案の経緯を本件生徒保護者が説明した経緯の記録であり、本件事案の詳細な内容や本件生徒保護者の心情等について記載されている。不開示情報15は、本件生徒の学校の成績に係る情報である。不開示情報31は、教職員から見た本件生徒の状況に関する情報であり、本件生徒に対する教職員の評価を含む情報が記載されている。不開示情報34は、関係生徒から教職員への手紙に記載された情報である。不開示情報41は、指導事案報告書及び指導記録に関する情報であり、指導内容、生徒の心情等が記載されている。これらは、個人に関する情報であって、その人格と密

接に関連し、通常他人に知られたくないものであることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 不開示情報9は、基本調査及び詳細調査資料の目次である。これらは公にすることにより、特定の個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

しかし、別表4に掲げる部分については、追加資料の概要等であり、特定の個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

カ 不開示情報10は、本件生徒の出欠席等に関する情報であり、出席日数、欠席日数等が記載されている。これらは、個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

しかし、別表4に掲げる部分については、既に公表されている報告書で同内容が記載されており、慣行として公にされている情報であるため、本号ただし書アに該当する。

キ 不開示情報11は、本件生徒の横浜市中学校生徒指導要録に関する情報であり、学校名、学級、整理番号、氏名、現住所、入学前の経歴、出欠の記録等が記載されている。不開示情報12は、本件生徒の児童生徒健康診断票に関する情報であり、学校名、氏名、生年月日、身長等の身体に関する情報等が記載されている。不開示情報13は、本件生徒の生徒保健調査票に関する情報であり、学校名、氏名、生年月日、自宅及び緊急時の連絡先、今までにかかった病気等が記載されている。これらは個人に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別できると認められる。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

しかし、別表4に掲げる部分については、横浜市立学校共通の様式の項目であり、公にすることにより、特定の個人を識別できるとは認められない。また、別表4に掲げる本件生徒の横浜市中学校生徒指導要録に記載の出欠の記録については、既に公表されている報告書で同内容が記載されており、慣行として公にされている情報であるため、本号ただし書アに該当する。

ク 不開示情報16は、年月日等の時期を示す情報である。具体的には、法第22条に基づく学校いじめ防止対策委員会が本件生徒保護者、関係者等と聴き取り調査等を実施した月日等である。これらの情報は、目撃者や学校関係者等の一定の範囲の者であれば、年及び月日とともに記載された情報と既に保有している他の情報を照合することで、聴取対象者等を識別することができる情報である。したがって、これらは、個人に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

しかし、別表4に掲げる部分については、周知文案の作成日であり、公にすることにより、特定の個人を識別することができるとは認められない。

ケ 不開示情報17は、本件事案の発生状況に係る詳細な対応内容の情報である。不開示情報18は、本件事案の発生状況に係る関係機関に関する情報である。不開示情報46は、本件事案の記録であり、詳細調査開始時から時系列で記載されている。本件においては、これらの情報は、個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

しかし、別表4に掲げる部分については、本件事案の発生状況に係る概要が記載されているもの及び本件事案以外の対応に係る時刻の記載であり、公にすることにより、特定の個人を識別することができるとは認められない。

コ 不開示情報26は、実施機関と教職員のやり取りの記録である。不開示情報27は、実施機関と関係生徒保護者のやり取りの記録である。不開示情報28は、関係生徒からの聴き取りに関する情報である。不開示情報30は、教職員からの聴き取りに関する情報である。不開示情報42は、実施機関と本件生徒保護者のやり取りの記録である。不開示情報48は、学校と本件生徒保護者のやり取りの記録である。不開示情報50は、本件生徒保護者との面談及び調査等の説明に関する情報である。これらの情報は、本件事案の内容に係る情報、本件事案の調査への協力に関する情報、個人の内心に関する情報、それを踏まえた実施機関の発言等であり、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

しかし、別表4に掲げる部分のうち、本件生徒保護者の発言を受けた実施機関

の発言については面談及び調査等の説明の進行に係る記載であり、調査経過の資料提供に関する情報については既に本件審査請求文書において開示されている情報であるため、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

サ 不開示情報36は、学校いじめ防止対策委員会の会議録であり、会議の出席者、確認・決定事項等が記載されている。当該記載内容には、生徒の氏名、生徒の状況等が含まれており、公にすることにより、特定の個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

しかし、別表4に掲げる部分については、何も記載されていない欄であるため、公にすることにより、特定の個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

シ 不開示情報38は、学校課題解決支援事業の専門家相談票であり、相談場所、相談者、相談の概要・結論等が記載されている。本件においては、相談の場所及び相談者の情報は、個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

しかし、別表4に掲げる部分については、本件事案の詳細な情報は記載されておらず、公にすることにより、特定の個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

ス 不開示情報40は、学校及び教育委員会事務局の基本調査についての読み原稿に関する情報であり、本件生徒の氏名等の情報、本件事案の内容に係る情報等が記載されている。これらは個人に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。しかし、別表4に掲げる部分については、参加者、挨拶及び進行に係る記載であり、公にすることにより、特定の個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

セ 不開示情報45は、アンケートの集計結果を表としてまとめたものであり、学級数、生徒数、回答数、回答割合等が一覧でまとめられている。不開示情報47は、本件事案に係るアンケートに関する情報であり、聴き取り調査への協力の承諾に

ついて等の情報が記載されている。これらは個人に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

しかし、別表4に掲げる部分については、アンケートの集計結果の題名であり、記号が記載されているにすぎず、公にすることにより、特定の個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

(4) 条例第7条第2項第5号柱書の該当性について

ア 条例第7条第2項第5号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 不開示情報44は、職員個人の電子メールアドレス及びPHS番号である。実施機関に確認したところ、これらの情報は、日常の事務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、一般に公表していないとのことであった。そのため、これらを公にすることにより、予期しないメール等への対応に時間を割かれる等して、これらの電子メールアドレス等を用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

ウ 不開示情報49は、電子メールにおける添付書類のパスワードである。パスワードは、当該添付文書を送受信すべき特定の当事者のみが当該添付文書に係る情報を取り扱うべく設定するものであるため、これを公にすることにより、今後のパスワードの設定傾向が予測され、当事者以外の者からのアクセスを誘発するなど、今後の業務の適正な遂行に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

エ 不開示情報50は、本件生徒保護者との面談内容である。面談内容は、公にしないことを前提として本件生徒保護者と実施機関が行った今後の調査等の流れについて話をした記録であり、本件生徒保護者の内心に関する情報やそれを踏まえた実施機関の発言等が記載されている。これらが公にされることとなれば、今後関係者から協力を得られなくなるなど、事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、本号柱書に該当する。

しかし、別表４に掲げる部分のうち、本件生徒保護者の発言を受けての実施機関の発言については面談及び説明の進行に係る記載であり、調査経過の資料提供に関する情報については既に本件審査請求文書において公にされている情報であることから、これらを公にしたとしても、事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、本号柱書に該当するとは認められない。

オ 不開示情報51は、専門委員会による本件事案の関係者に対する聴き取り調査での発言者及び発言内容である。

発言者のうち委員については、これを公にすると、どの委員がどれだけ発言したのか等の関与の程度が明らかとなり、その結果、当該委員に何らかの圧力がかけられたり、嫌がらせ等の行為が発生する可能性がある。また、発言者のうち委員以外については、これを公にすると、発言の順序等の情報から聴取対象者が推測されてしまうおそれがある。そのため、これらの情報を公にすることにより、委員が今後の調査において自己の発言が公にされることを意識して率直な発言を控えるほか、関係者においても自己が特定されることへの懸念から十分な協力が得られなくなるなど、調査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号柱書に該当する。

また、聴き取り調査は、公にならないことを前提に実施するのが一般的であり、発言内容が公にされるとすれば、今後同種の聴き取り調査を行う際に関係者が率直な見解等を述べることをちゅうちょする可能性は否定できず、調査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号柱書に該当する。

しかし、別表４に掲げる部分については、議事進行に係る発言部分であり、これらを公にしたとしても、事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、本号柱書に該当するとは認められない。

カ 不開示情報52は、本件事案の専門委員会で発言した委員の氏名、委員及び事務局の発言内容等である。

上記（１）で説明した事務の内容を踏まえると、会議では、いじめ事案について各委員が中立・公正な立場で発言することが当然要請されるが、その発言の視点は各々の専門分野や経験に基づいたものになることが期待されている。

発言した委員の氏名については、これを公にすると、どの委員がどれだけ発言したのか、どの委員がどの議論において発言しなかったのか等の様子を推測させ

ることになり、各委員に何らかの圧力がかけられたり、嫌がらせ等の行為が発生する可能性がある。また、審議の公正さ、客観性についての無用な疑いを抱かせてしまい、中立・公正な判断を行うという事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号柱書に該当する。

委員の発言内容については、本件事案の関係者の個人に関する情報、公にしないことを前提として収集された情報、専門分野や経験に基づきなされた発言等が記載されている。これらを公にすると、発言した委員が特定されるおそれがあるほか、今後の調査の際、関係者から協力を得られなくなるおそれがあると認められるため、本号柱書に該当する。

また、事務局の発言内容については、その直前の委員の発言を受けて事務局が応答又は説明している内容であり、これらを公にすると、委員の発言内容を推測させ、発言した委員が特定されるおそれがあると認められるため、本号柱書に該当する。

しかし、別表 4 に掲げる部分については、議事進行に係る発言部分であり、これらを開示したとしても、事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、本号柱書に該当するとは認められない。

(5) 本件審査請求文書の特定について

ア 当審査会が、本件事案の事務について実施機関に確認を行ったところ、本件審査請求文書のほかにも、本件事案の調査結果に関する文書が存在することが確認された。この点について、実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件開示請求書の「1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄で、具体的な当該調査結果に関する文書の内容を列挙して請求していることから、それらに関する本件審査請求文書を特定した。

(イ) 改めて探索したところ、本件審査請求文書以外にも、本件事案に係る調査結果報告書についての市長への説明資料の存在が確認された。

イ 当審査会において、当該説明資料を確認したところ、本件事案の調査結果、調査委員の氏名等が記載されていた。したがって、当該説明資料も本件対象行政文書として特定すべきである。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、別表 1 に掲げる行政文書 9 から行政文書 91 までを一

部開示とした決定のうち、別表 4 に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定及び別表 1 に掲げる行政文書 1 から行政文書 8 までを不開示とした決定は妥当である。また、調査結果報告書についての説明資料を対象行政文書として特定しなかったことは妥当ではなく、特定の上、改めて開示、不開示の決定をすべきである。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

別表 1 対象行政文書

行政文書	審査請求に係る対象行政文書
行政文書 1	出席簿（1 年次、2 年次）
行政文書 2	学校いじめ防止基本方針
行政文書 3	1 年次学年名簿
	令和 2 年度第 3 学年名簿
行政文書 4	写真
行政文書 5	ノート（裏表紙に「遺書」と記載）
行政文書 6	本件生徒の書いたもの
行政文書 7	診療録
行政文書 8	書面
行政文書 9	基本調査資料
行政文書 10	詳細調査 追加資料
行政文書 11	学校から取り寄せた資料（学校に係る情報）
行政文書 12	2 年次学級名簿
行政文書 13	重大事態発生に関する報告書（様式 2）
行政文書 14	チーム会議録（第 1 回）
	チーム会議録（第 2 回）
	チーム会議録（第 3 回）
	チーム会議録（第 4 回）
	チーム会議録（第 5 回）
	チーム会議録（第 6 回）
	チーム会議録（第 7 回）
	チーム会議録（第 8 回）
	チーム会議録（第 9 回）
	チーム会議録（第 10 回）
	チーム会議録（第 11 回）
	チーム会議録（第 12 回）
	チーム会議録（第 13 回）
	チーム会議録（第 14 回）
	チーム会議録（第 15 回）
	チーム会議録（第 16 回）

	チーム会議録（第17回）
	チーム会議録（第18回）
	チーム会議録（第19回）
	チーム会議録（第20回）
	チーム会議録（第21回）
	チーム会議録（第22回）
	チーム会議録（第23回）
	チーム会議録（第24回）
	チーム会議録（第25回）
	チーム会議録（第26回）
	チーム会議録（第27回）
	チーム会議録（第28回）
	チーム会議録（第29回）
	チーム会議録（第30回）
	チーム会議録（第31回）
	チーム会議録（第32回）
	チーム会議録（第33回）
	チーム会議録（第34回）
	チーム会議録（第35回）
	チーム会議録（第36回）
	チーム会議録（第37回）
	チーム会議録（第38回）
	チーム会議録（第39回）
	チーム会議録（第40回）
行政文書15	保護者対応記録
行政文書16	アンケート案
行政文書17	いじめ調査ヒアリング対象者
	いじめ調査ヒアリング対象者（令和2年12月6日修正）
行政文書18	担任への聴き取りの記録
行政文書19	保護者架電記録
行政文書20	本件生徒保護者代理人弁護士からの受任通知及び添付資料
行政文書21	アンケート集計表
	アンケート集計表（R02110以降追加）
行政文書22	スケジュール
行政文書23	学校からのメール
行政文書24	ハイリスク生徒共有用紙1年まとめ
	ハイリスク生徒共有用紙2年まとめ
	ハイリスク生徒共有用紙3年まとめ
行政文書25	保護者依頼文（承諾書）
行政文書26	アンケート
行政文書27	アンケート開始からの時系列
行政文書28	連絡票（学年末分）
	連絡票（前期分）
行政文書29	部顧問入電記録
行政文書30	聴き取り調査のお願い

行政文書31	聴き取り調査依頼文
行政文書32	聴き取り調査対象生徒保護者からの電話問合せメモ
行政文書33	聴き取り調査に対する回答書
	聴き取り調査依頼に対する回答書
行政文書34	聴き取り調査依頼の集計表（令和3年4月30日）
	聴き取り調査依頼の集計表（令和3年6月7日）
行政文書35	ハイリスク生徒3年進学可否
行政文書36	聴き取り調査のための架電記録
行政文書37	聴き取り調査対象生徒保護者架電記録
	聴き取り調査対象生徒保護者架電記録（令和3年11月25日）
行政文書38	聴き取り調査対象生徒保護者へ回答期限のメモ
行政文書39	返信のない生徒一覧
行政文書40	聴き取り調査対象生徒保護者メール送付文
行政文書41	質問事項について
行政文書42	校長入電記録
行政文書43	聴き取り調査へのご協力の再度のお願い
	聴き取り調査へのご協力のお願い
行政文書44	聴き取り調査対象生徒
行政文書45	調査資料に関する質問について
行政文書46	聴き取り調査対象生徒保護者からの入電記録
	聴き取り調査対象生徒保護者からの入電記録（令和3年11月25日）
行政文書47	聴き取り調査対象生徒とのやり取り（メール）
行政文書48	追加聴き取り調査対象者架電記録
行政文書49	調査資料に関する質問への回答
行政文書50	質問事項に対するご回答のお願い
行政文書51	聴き取り調査依頼した生徒に係る情報
	聴き取り調査依頼生徒に係る情報
行政文書52	聴き取り調査依頼生徒保護者架電記録（令和2年9月30日）
	聴き取り調査依頼生徒保護者架電記録（令和3年10月28日）
行政文書53	聴き取り調査日程表
行政文書54	令和元年度時系列
行政文書55	教職員聴き取り調査対象候補者
行政文書56	聴き取り調査対象生徒の保護者聴取メモ
行政文書57	学校への確認事項に対する回答
行政文書58	学校いじめ防止対策委員会会議録 別紙
行政文書59	聴き取り調査対象生徒への質問に対する回答
行政文書60	保護者と学校のやり取りの記録
行政文書61	基本調査保護者説明原稿（学校）
行政文書62	基本調査保護者説明原稿（学校教育事務所）
行政文書63	学校教育事務所宛て依頼文
行政文書64	学校宛て依頼文
行政文書65	いじめ認知報告書該当者リスト
行政文書66	生徒一覧
行政文書67	調査報告書スケジュールについて（予定）
行政文書68	関係した側の受け止めについて

行政文書69	手帳（黒）
行政文書70	診療録に係る本件生徒保護者代理人弁護士による解説及び磯崎委員のコメント
行政文書71	これまでの調査概要について 調査概要について
行政文書72	生徒保護者との面談について
行政文書73	生徒保護者（父）への聴き取りについて
行政文書74	生徒保護者への説明について
行政文書75	生徒保護者（両親）への聴き取りについて
行政文書76	生徒保護者への報告書（案）の説明について
行政文書77	2年次担任への聴き取りについて
行政文書78	1年次担任への聴き取りについて
行政文書79	学年主任への聴き取りについて
行政文書80	生徒指導専任への聴き取りについて
行政文書81	学年生徒指導への聴き取りについて
行政文書82	顧問への聴き取りについて
行政文書83	養護教諭への聴き取りについて
行政文書84	特別支援コーディネーターへの聴き取りについて
行政文書85	SCへの聴き取りについて
行政文書86	校長への聴き取りについて
行政文書87	副校長への聴き取りについて
行政文書88	教職員の聴取日程表
行政文書89	生徒聴取について
行政文書90	教育委員会事務局職員聴取について
行政文書91	横浜市いじめ問題専門委員会会議録（令和4年第5回）
	横浜市いじめ問題専門委員会会議録（令和4年第6回）
	横浜市いじめ問題専門委員会会議録（令和5年第1回）
	横浜市いじめ問題専門委員会会議録（令和5年第3回）

別表2 行政文書9及び行政文書10の構成文書

文書		文書名
行政文書 9	文書9－1	目次
	文書9－2	写真
	文書9－3	指導要録
	文書9－4	児童生徒健康診断票（一般）及び児童生徒健康診断票（歯・口腔）
	文書9－5	生徒保健調査票
	文書9－6	出席状況
	文書9－7	個人記録票
	文書9－8	連絡票
	文書9－9	発生直後の対応・指導（時系列）
	文書9－10	職員名簿
	文書9－11	全教職員からの聴き取り
	文書9－12	担任からの聴き取り（クラスの様子）
	文書9－13	保健室来室記録

	文書 9－14	ハイリスク生徒一覧
	文書 9－15	特にリスクが高い生徒について
	文書 9－16	関係が深かった生徒の個人記録票
	文書 9－17	特に関係の深かった生徒の面談記録
	文書 9－18	関係の深かった生徒の学校再開教育相談アンケート
	文書 9－19	関係の深かった生徒から担任宛ての手紙
	文書 9－20	いじめ一斉キャンペーン
	文書 9－21	学校いじめ防止対策委員会会議録
	文書 9－22	いじめ認知報告書
	文書 9－23	学年生徒名簿
	文書 9－24	本件発生前の生徒指導対応記録
	文書 9－25	本件発生前の生徒指導対応記録メモ
	文書 9－26	教育相談アンケート
	文書 9－27	生徒提出物等
	文書 9－28	生徒机・ロッカー・下駄箱の写真
	文書 9－29	学級活動記録（日直日誌）
	文書 9－30	部活動出欠票
	文書 9－31	訃報関係
	文書 9－32	学区地図
	文書 9－33	年間行事計画等
	文書 9－34	校舎平面図
	文書 9－35	学校課題解決支援事業 専門家相談メモ
	文書 9－36	児童・生徒死亡報告書
	文書 9－37	基本調査保護者説明 読み原稿
	文書 9－38	基本調査保護者説明逐語録
行政文書 10	文書10－1	目次
	文書10－2	小学校からの引継ぎ事項
	文書10－3	小学校指導要録写し
	文書10－4	教育相談アンケートシート
	文書10－5	生徒指導のメモ
	文書10－6	面談の記録
	文書10－7	生徒の成績について

別表 3 不開示情報

不開示情報	不開示の内容	不開示理由 (条例第 7 条第 2 項)	行政文書
不開示情報 1	出席簿	第 1 号	行政文書 1
不開示情報 2	いじめ防止基本方針	第 1 号	行政文書 2
不開示情報 3	学級・学年名簿	第 1 号	行政文書 3、文書 9－23、行政文書 12
不開示情報 4	本件生徒の写真	第 1 号	行政文書 4
不開示情報 5	学級・学年写真	第 1 号	行政文書 4、文書 9－2

不開示情報 6	本件生徒の記載したものに関する情報	第 1 号	行政文書 5、行政文書 6、文書 9－27、文書 9－29、行政文書 69
不開示情報 7	本件生徒の健康に関する情報	第 1 号	行政文書 7、文書 9－13、行政文書 70
不開示情報 8	保護者からの本件事案に至る経緯についての情報	第 1 号	行政文書 8
不開示情報 9	調査資料の目次記載事項	第 1 号	文書 9－1、文書 10－1
不開示情報10	本件生徒の出欠席等に関する情報	第 1 号	文書 9－6、文書 9－9、文書 9－30、行政文書 28、行政文書 54
不開示情報11	指導要録に関する情報	第 1 号	文書 9－3、文書 10－3
不開示情報12	児童生徒健康診断票に関する情報	第 1 号	文書 9－4
不開示情報13	生徒保健調査票に関する情報	第 1 号	文書 9－5
不開示情報14	個人記録票に関する情報	第 1 号	文書 9－7、文書 9－16
不開示情報15	本件生徒の成績に関する情報	第 1 号	文書 9－8、文書 10－7、行政文書 28
不開示情報16	年月日等の時期を示す情報	第 1 号	文書 9－9、行政文書 13、行政文書 14、行政文書 16、行政文書 22、行政文書 30、行政文書 31、行政文書 40、行政文書 43、行政文書 53、行政文書 54、行政文書 63、行政文書 64、行政文書 67、行政文書 71、行政文書 72 から行政文書 87 ま で、行政文書 89
不開示情報17	本件事案の発生状況に関する情報	第 1 号	文書 9－9、行政文書 13、行政文書 20
不開示情報18	関係機関に関する情報	第 1 号	文書 9－9
不開示情報19	学校に関する情報	第 1 号	文書 9－10、文書 9－28、文書 9－31、文書 9－32、

			文書 9－33、文書 9－34、行政文書 11、行政文書 16、行政文書 22、行政文書 23、行政文書 25、行政文書 26、行政文書 30、行政文書 31、行政文書 43、行政文書 45、行政文書 49、行政文書 54、行政文書 59、行政文書 64、行政文書 71
不開示情報20	方面事務所に関する情報	第 1 号	行政文書 14、行政文書 31、行政文書 63、行政文書 71、行政文書 72
不開示情報21	本件生徒の氏名等の情報	第 1 号	文書 9－30、文書 9－31、文書 10－2、行政文書 20、行政文書 25、行政文書 26、行政文書 31、行政文書 41、行政文書 43、行政文書 45、行政文書 49、行政文書 50、行政文書 59、行政文書 63、行政文書 64
不開示情報22	関係生徒の氏名等の情報	第 1 号	文書 9－14、文書 9－15、文書 9－30、行政文書 17、行政文書 32、行政文書 38、行政文書 39、行政文書 41、行政文書 44、行政文書 45、行政文書 48、行政文書 49、行政文書 50、行政文書 51、行政文書 52、行政文書 53、行政文書 58、行政文書 59、行政文書 66、行政文書 89
不開示情報23	本件生徒保護者の氏名等の情報	第 1 号	行政文書 17、行政文書 20、行政文書 7

			3、行政文書75、行政文書76
不開示情報24	関係生徒保護者及びPTA会長の氏名等の情報	第1号	文書9-31、行政文書32、行政文書38、行政文書39、行政文書40
不開示情報25	校長・教職員の氏名等の情報	第1号	文書9-10、文書9-11、文書9-17、文書9-31、行政文書23、行政文書29、行政文書55、行政文書57、行政文書58、行政文書77から行政文書88まで
不開示情報26	実施機関と教職員のやり取りの情報	第1号	文書9-11、行政文書18、行政文書29、行政文書42、行政文書52
不開示情報27	実施機関と関係生徒保護者のやり取りの情報	第1号	行政文書19、行政文書32、行政文書36、行政文書37、行政文書46、行政文書47、行政文書48、行政文書56
不開示情報28	関係生徒からの聴き取りに関する情報	第1号	文書9-17
不開示情報29	データ格納先のフォルダ名	第1号	文書9-9
不開示情報30	教職員からの聴き取りに関する情報	第1号	文書9-11、行政文書88
不開示情報31	教職員から見た本件生徒の状況に関する情報	第1号	文書9-12、文書9-15、文書9-24、文書9-25、
不開示情報32	ハイリスク生徒に関する情報	第1号	文書9-14、文書9-15、行政文書24、行政文書35
不開示情報33	教育相談アンケートシートに関する情報	第1号	文書9-18、文書9-26、文書10-4
不開示情報34	生徒から教職員への手紙	第1号	文書9-19
不開示情報35	いじめ解決一斉キャンペーンに関する情報	第1号	文書9-20
不開示情報36	学校いじめ防止対策委員会会議録に関する情報	第1号	文書9-21
不開示情報37	いじめ認知報告書に関する情報	第1号	文書9-22、行政文書65

不開示情報38	学校課題解決支援事業 専門家相談票（メモ）に関する情報	第 1 号	文書 9－35
不開示情報39	児童・生徒死亡報告書に関する情報	第 1 号	文書 9－36
不開示情報40	基本調査読み原稿に関する情報	第 1 号	文書 9－37、行政文書61、行政文書62
不開示情報41	指導事案報告書及び指導記録に関する情報	第 1 号	文書10－ 5、行政文書58
不開示情報42	実施機関と本件生徒保護者のやり取りの情報	第 1 号	行政文書15
不開示情報43	個人の電子メールアドレス	第 1 号	行政文書20
不開示情報44	職員個人の電子メールアドレス PHS 番号	第 5 号柱書	行政文書20
不開示情報45	アンケート集計表に関する情報	第 1 号	行政文書21、行政文書34
不開示情報46	詳細調査開始からの時系列記録の内容に関する情報	第 1 号	行政文書27
不開示情報47	関係者のアンケートに関する情報	第 1 号	行政文書33、行政文書34、行政文書39、行政文書44、行政文書45、行政文書49、行政文書50、行政文書59
不開示情報48	学校と本件生徒保護者のやり取りの情報	第 1 号	行政文書60
不開示情報49	パスワード	第 5 号柱書	行政文書40
不開示情報50	本件生徒保護者との面談及び説明に関する情報	第 1 号 第 5 号柱書	文書 9－38、文書10－ 6、行政文書68、行政文書72、行政文書74、行政文書76
不開示情報51	本件生徒保護者及び関係者への聴取記録（逐語録）に関する情報	第 5 号柱書	行政文書73、行政文書75、行政文書77から行政文書87まで、行政文書89、行政文書90
不開示情報52	横浜市いじめ問題専門委員会の会議録に関する情報	第 5 号柱書	行政文書91

別表 4 不開示情報のうち開示すべき部分

不開示情報	行政文書	開示すべき部分
不開示情報 9	文書10－ 1	「基本調査についての追加の資料」の内容欄の 5 行目の全て、「基本調査についての追加の調査」の内容欄

		の3行目の全て並びに「備考」欄の10行目及び11行目の全て
不開示情報10	文書9-9	「2 当該生徒」出欠状況の6文字目から8文字目まで及び16文字目から行末まで
	行政文書54	「学校内・対学校」欄 1 頁目30行目の欄の全て、2 頁目13行目の欄の全て及び43行目の欄の1文字目から18文字目まで、3 頁目30行目の欄の1文字目から18文字目まで、4 頁目25行目の欄の全て、5 頁目8行目の欄の3行目の1文字目から26文字目まで、6 頁目17行目の1文字目から30文字目まで、7 頁目19行目の23文字目から30文字目まで及び50行目の23文字目から30文字目まで、8 頁目30行目の22文字目から29文字目まで、9 頁目8行目の18文字目から24文字目まで並びに10頁目10行目の10文字目から16文字目まで
不開示情報11	文書9-3	項目欄の全て
		1 学年の「欠席日数」及び2 学年の「授業日数」「出席停止・忌引等の日数」「要出席日数」「欠席日数」「出席日数」
不開示情報12	文書9-4	項目欄のすべて
不開示情報16	行政文書22	1 頁目「メモ」欄9行目の4文字目及び5文字目
不開示情報17	文書9-9	8 頁目9行目の全て、10行目の9文字目から12文字目まで及び15文字目から行末まで、14行目の9文字目から13文字目まで及び16文字目から行末まで、17行目の9文字目から行末まで、36行目の9文字目から13文字目まで及び15文字目から行末まで、37行目の6文字目から24文字目まで及び27文字目から行末まで、38行目の全て、39行目の8文字目から15文字目まで及び19文字目から行末まで、40行目の1文字目から6文字目まで、10文字目及び14文字目から行末まで、41行目の8文字目から12文字目まで、16文字目、17文字目、25文字目から27文字目まで及び34文字目から行末まで並びに42行目の全て
		14頁目28行目の1文字目から8文字目まで
不開示情報36	文書9-21	令和元年4月26日、令和元年5月10日、令和元年5月24日、令和元年6月5日、令和元年6月10日、令和元年6月14日、令和元年6月21日、令和元年6月28日、令和元年7月12日、令和元年9月6日、令和元年9月20日、令和元年9月27日、令和元年10月23日、令和元年11月1日、令和元年11月8日、令和元年11月22日、令和元年11月29日、令和元年12月13日、令和元年12月20日、令和元年12月24日、令和2年1月10日、令和2年1月17日、令和2年1月24日、令和2年2月7日及び令和2年2月19日分のうち、「4 その他」欄の全て
不開示情報37	文書9-22	システム予約領域の「最終行」欄及び「先頭行」欄の

		全て
不開示情報38	文書 9－35	「相談の概要・結論等」欄の全て
不開示情報40	文書 9－37	1 頁目 2 行目及び 3 行目の全て、4 行目の 2 文字目から 17 文字目まで、20 文字目、21 文字目及び 24 文字目、5 行目及び 6 行目の全て、7 行目の 1 文字目、4 文字目から 9 文字目まで、12 文字目から 18 文字目まで、24 文字目から行末まで、8 行目の全て、9 行目の 1 文字目から 3 文字目まで、5 文字目から 17 文字目まで及び 20 文字目から行末まで、10 行目及び 11 行目の全て、12 行目の 1 文字目及び 4 文字目から行末まで、13 行目の 1 文字目、4 文字目から 14 文字目まで、16 文字目から 30 文字目まで及び 34 文字目から行末まで、14 行目の全て、15 行目の 1 文字目、4 文字目から 7 文字目まで、9 文字目から 21 文字目まで及び 24 文字目から行末まで、16 行目から 18 行目までの全て、19 行目の 1 文字目及び 4 文字目から行末まで並びに 20 行目及び 21 行目の全て
		6 頁目 32 行目及び 33 行目の全て並びに 34 行目の 1 文字目、4 文字目及び 8 文字目から行末まで
		7 頁目 1 行目及び 2 行目の全て並びに 3 行目の 1 文字目及び 4 文字目から行末まで
	行政文書 61	2020. 6. 22 修正 14 頁目 21 行目の 34 文字目から行末まで並びに 22 行目及び 23 行目の全て
		0623 15 頁目 6 行目の 33 文字目から行末まで並びに 7 行目及び 8 行目の全て
		0630 1 頁目 2 行目から 4 行目までの全て及び 10 頁目 4 行目から 6 行目までの全て
		0708 6 頁目 17 行目及び 18 行目の全て
		0709 完成版 6 頁目 17 行目及び 18 行目の全て
		0715 完成版 6 頁目 12 行目及び 13 行目の全て
	行政文書 62	65 頁目 13 行目の 33 文字目から行末まで並びに 14 行目及び 15 行目の全て
		80 頁目 31 行目の 33 文字目から行末まで並びに 32 行目及び 33 行目の全て
		96 頁目 34 行目の 33 文字目から行末まで
		97 頁目 1 行目及び 2 行目の全て
		112 頁目 21 行目の 34 文字目から行末まで並びに 22 行目及び 23 行目の全て
		127 頁目 6 行目の 33 文字目から行末まで並びに 7 行目及び 8 行目の全て

	134頁目 2 行目から 4 行目までの全て
	143頁目28行目及び29行目の全て
	144頁目 2 行目から 4 行目までの全て
	153頁目 1 行目及び 2 行目の全て
	154頁目 2 行目から 4 行目までの全て
	162頁目36行目及び37行目の全て
	177頁目 6 行目の33文字目から行末まで並びに 7 行目及び 8 行目の全て
	179頁目 2 行目から 4 行目までの全て
	187頁目35行目から37行目までの全て
	188頁目 2 行目から 4 行目までの全て
	196頁目33行目から35行目までの全て
	202頁目15行目、16行目、18行目及び19行目の全て
	210頁目 9 行目、10行目、12行目及び13行目の全て
	211頁目 2 行目及び 3 行目の全て、 4 行目の 2 文字目から行末まで、 5 行目及び 6 行目の全て、 7 行目の 1 文字目、 3 文字目から10文字目まで、13文字目から19文字目まで及び25文字目から行末まで、 8 行目の全て、 9 行目の 1 文字目から 3 文字目まで及び 5 文字目から行末まで、10行目及び11行目の全て、12行目の 1 文字目及び 3 文字目から行末まで、13行目の 1 文字目から14文字目まで、16文字目から30文字目まで及び34文字目から行末まで、14行目の全て、15行目の 1 文字目、 3 文字目から 8 文字目まで及び10文字目から行末まで、21行目の全て、22行目の 1 文字目及び 3 文字目から行末まで並びに23行目の全て
	217頁目 4 行目及び 5 行目の全て、 9 行目及び10行目の全て並びに11行目の 1 文字目及び 3 文字目から行末まで
	223頁目15行目及び16行目の全て
	229頁目16行目及び17行目の全て
	230頁目 2 行目及び 3 行目の全て、 4 行目の 2 文字目から17文字目まで、20文字目、21文字目及び24文字目、 5 行目及び 6 行目の全て、 7 行目の 1 文字目、 4 文字目から 9 文字目まで、12文字目から18文字目まで、24文字目から行末まで、 8 行目の全て、 9 行目の 1 文字目から 3 文字目まで、 5 文字目から17文字目まで及び20文字目から行末まで、10行目及び11行目の全て、12行目の 1 文字目及び 4 文字目から行末まで、13行目の 1 文字目から14文字目まで、16文字目から30文字目まで及び34文字目から行末まで、14行目の全て、15行目の 1 文字目、 4 文字目から 7 文字目まで、 9 文字目から21文字目まで及び24文字目から行末まで、16行目から18行目のまでの全て、19行目の 1 文字目及び 4 文字目から行末まで並びに20行目及び21行目の全て
	236頁目 1 行目及び 2 行目の全て、 3 行目の 1 文字目

		及び4文字目から行末まで、15行目及び16行目の全て並びに17行目の1文字目及び4文字目から行末まで
		242頁目12行目及び13行目の全て
		243頁目2行目及び3行目の全て、4行目の2文字目から17文字目まで、20文字目、21文字目及び24文字目、5行目及び6行目の全て、7行目の1文字目、4文字目から9文字目まで、12文字目から18文字目まで、24文字目から行末まで、8行目の全て、9行目の1文字目から3文字目まで、5文字目から17文字目まで及び20文字目から行末まで、10行目及び11行目の全て、12行目の1文字目及び4文字目から行末まで、13行目の1文字目から14文字目まで、16文字目から30文字目まで及び34文字目から行末まで、14行目の全て、15行目の1文字目、4文字目から7文字目まで、9文字目から21文字目まで及び24文字目から行末まで、16行目から18行目までの全て、19行目の1文字目及び4文字目から行末まで並びに20行目及び21行目の全て
		248頁目32行目及び33行目の全て並びに34行目の1文字目及び4文字目から行末まで
		249頁目1行目及び2行目の全て並びに3行目の1文字目及び4文字目から行末まで
不開示情報42	行政文書15	8月19日（水）9：25～9：27の記録の8行目の10文字目から12文字目まで
不開示情報45	行政文書21	令和3年3月18日時点の集計結果1行目の5文字目及び6文字目
不開示情報46	行政文書27	3頁目23行目及び29行目から31行目までの1文字目から4文字目まで並びに26行目、36行目、38行目及び39行目の1文字目から5文字目まで
不開示情報50	行政文書71	令和3年10月1日の「4 調査概要」の内容欄の2行目17文字目から19文字目まで
	行政文書74	令和2年10月7日作成 6頁目23行目の34文字目から行末まで及び24行目の1文字目から34文字目まで並びに7頁目5行目の全て、6行目の3文字目から行末まで、9行目の全て、10行目の3文字目から5文字目まで、11行目及び12行目の全て、13行目の3文字目から行末まで
		令和5年9月1日作成 22頁目31行目、32行目及び36行目の3文字目から行末まで並びに37行目の全て
不開示情報51	行政文書75	令和3年3月9日作成 18頁目5行目から7行目まで及び10行目の3文字目から行末まで
	行政文書78	令和3年1月4日作成 37頁目24行目の全て及び25行目の3文字目から行末まで
	行政文書79	令和3年1月6日作成

		29頁目34行目及び35行目の全て、36行目の3文字目から行末まで並びに37行目及び38行目の全て
	行政文書86	令和4年1月31日作成 2頁目36行目の全て、37行目の3文字目から行末まで、38行目及び39行目の全て並びに40行目の1文字目から24文字目まで
	行政文書89	3頁目4行目の全て、5行目の3文字目から行末まで、6行目及び7行目の全て並びに8行目の3文字目から行末まで
		21頁目3行目の全て及び4行目の3文字目から行末まで
		66頁目28行目の3文字目から行末まで、29行目及び30行目の全て並びに31行目の3文字目から行末まで
		95頁目1行目及び2行目の全て、3行目の3文字目から行末まで並びに4行目の3文字目から14文字目まで
		126頁目30行目から32行目までの全て、33行目の3文字目から行末まで、34行目の全て、35行目の3文字目から行末まで、36行目及び37行目の全て並びに38行目の1文字目から7文字目まで
		209頁目26行目から30行目までの全て、31行目の3文字目から行末まで、32行目の3文字目から17文字目まで、35行目の17文字目から20文字目まで、38行目の3文字目から23文字目まで及び39行目の3文字目から14文字目まで
		249頁目10行目の20文字目から22文字目まで
		361頁目40行目の全て
		362頁目1行目の1文字目から38文字目まで
		384頁目36行目の15文字目から行末まで、37行目の全て及び39行目の3文字目から32文字目まで
		436頁目24行目から27行目までの全て
		489頁目4行目の全て、5行目の3文字目から行末まで、6行目の1文字目から11文字目まで、9行目の全て、10行目の3文字目から行末まで、11行目の3文字目から10文字目まで、15行目の3文字目から29文字目まで、18行目の3文字目から6文字目まで及び14文字目から行末まで並びに19行目の1文字目から14文字目まで
	行政文書90	令和4年7月7日作成 2頁目1行目及び2行目の全て
		令和4年8月15日作成 35頁目24行目の全て
不開示情報52	行政文書91	令和4年度第5回 3頁目9行目の全て、10頁目15行目の全て、12頁目9行目及び18行目の全て、27頁目28行目の全て並びに29頁目3行目の全て
		令和4年度第6回

	2 頁目31行目の全て、13頁目14行目の全て、16頁目30 行目の全て並びに17頁目 7 行目及び29行目の全て
	令和 5 年度第 1 回 2 頁目31行目及び35行目の全て、16頁目25行目の全 て、20頁目36行目の全て並びに39頁目14行目の全て
	令和 5 年度第 3 回 2 頁目36行目の全て、15頁目 6 行目の全て、21頁目 7 行目の全て、24頁目 5 行目の全て及び25頁目16行目の 全て

(注意)

文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字と数えるものとする。罫線及び空白は行、文字数に数えない。行政文書62及び行政文書89については、頁数を通して数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 8 月 2 9 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 11 月 2 8 日 (第463回第二部会)	・ 審議
令 和 7 年 12 月 2 2 日 (第464回第二部会)	・ 審議
令 和 8 年 1 月 2 6 日 (第465回第二部会)	・ 審議
令 和 8 年 2 月 1 8 日 (第466回第二部会)	・ 審議
令 和 8 年 3 月 2 3 日 (第467回第二部会)	・ 審議
令 和 8 年 5 月 2 5 日 (第468回第二部会)	・ 審議
令 和 8 年 6 月 2 2 日 (第469回第二部会)	・ 審議